

# ドコモマイショップ会員特約

dポイントクラブ会員規約第1条第9号およびドコモビジネスプレミアクラブ会員規約第1条第6号に定めるドコモマイショップ会員特約（以下「本特約」といいます）を以下のとおり定め、当社および当社が認定した取扱店舗（以下「対象店舗」といいます）が実施するドコモマイショップは、本特約に従い運営されるものとします。本特約の内容についてご承諾いただけない場合、ドコモマイショップ会員となることはできないものとします。本特約に定めのない用語については、dポイントクラブ会員規約によるものとします。

## （ドコモマイショップの概要）

### 第1条

当社ならびにdポイントクラブ会員規約第1条第10号およびドコモビジネスプレミアクラブ会員規約第1条第7号に定める登録店舗は、ドコモマイショップ会員に対して特典や各種優待の提供、ドコモの商品、サービス、料金プランその他各種情報のご案内、ドコモの商品、サービスのご利用状況等を踏まえ実施する各種ご提案等（以下、これらを総称して「ドコモマイショップ施策」といいます）を実施するものとします。なお、ドコモマイショップの詳細およびドコモマイショップ施策等の具体的な実施内容につきましては、当社または対象店舗が発行する冊子、書面およびWebサイト等で定めるものとします。

## （ドコモマイショップ会員登録）

### 第2条

- ドコモマイショップ会員への登録は、当社が提供する、dポイントクラブまたはドコモビジネスプレミアクラブ（以下、これらを総称して「対象サービス」といいます）にご入会いただいている方に限るものとします。
- ドコモマイショップ会員への登録をご希望のお客様は、本特約についてご承諾の上、当社所定の手続きによりドコモマイショップ会員の登録の申込みを行い、当社および登録店舗が当該申込みを承諾した時点をもってドコモマイショップの会員資格を取得するものとします。
- ドコモマイショップ会員への登録は、対象サービスの会員単位とします。
- ドコモマイショップ会員への登録は、対象サービスの会員自身で行っていただくものとします。但し、対象サービスの会員以外の方からのお申込みであっても、対象サービスの会員の承諾が確認できた場合はこの限りではありません。
- 入会金およびドコモマイショップ会員資格を維持するための会費は一切不要です。
- ドコモマイショップの会員資格を証する会員証については、登録店舗が指定する書面、WEB サイト等により発行するものとします。ただし、登録店舗が指定するサービスの契約をいただけないドコモマイショップ会員に対しては、会員証等は発行しないものとします。

7. ドコモマイショップ会員への登録をいただいた場合は、ご登録を確認させていただくため、当社または登録店舗から登録内容についての確認のメッセージ（メッセージ R、インターネットメール等）をドコモマイショップ会員あてに送付させていただくことがあります。

### （会員情報の利用）

#### 第3条

ドコモマイショップ会員情報の利用については、dポイントクラブ会員規約第5条またはドコモビジネスプレミアム会員規約第5条に定めるとおりとします。

### （ドコモマイショップ施策）

#### 第4条

当社および登録店舗は、ドコモマイショップ施策の内容を冊子、書面、Webサイト、インターネットメール、メッセージサービス等（以下、総称して「施策のご案内」といいます）の手段でドコモマイショップ会員にお知らせするものとします。（Web サイト、インターネットメール、メッセージサービス等のご利用にかかる費用の一部はドコモマイショップ会員負担となる場合があります。）

2. 当社が実施するドコモマイショップ施策は、登録店舗にかかわらず、全てのドコモマイショップ会員に対して提供することとしますが、対象店舗が実施するドコモマイショップ施策は、対象店舗毎にその内容が異なります。

3. 登録店舗は、自店舗に登録したドコモマイショップ会員に対して、独自のドコモマイショップ施策を実施し、他の対象店舗に登録したドコモマイショップ会員に対しては実施しないものとします。

4. ドコモマイショップ会員が次の各号のいずれかに該当するとき等は、当社および登録店舗はドコモマイショップ施策を実施しないことがあります。

(1) 対象回線契約またはその他ドコモのサービスにかかる料金をお支払いされていないとき

(2) ドコモマイショップ会員登録の内容に誤りがあったとき

(3) ドコモマイショップ会員登録の内容に変更があり、ドコモまたは登録店舗に変更の届出を  
されていないとき

5. ドコモマイショップ施策の内容は、ドコモマイショップ会員への予告なしに変更されることがあります。

6. 当社または登録店舗の都合により、ドコモマイショップ会員に対してドコモマイショップ施策を実施できない場合があります。

7. 当社および登録店舗は、前五項により、ドコモマイショップ会員が何らかの損害を被ったとしても、その損害が当社または登録店舗の故意または重過失による場合を除き、その賠償の責を一切負わないものとします。

### （ドコモマイショップ会員登録内容の変更）

#### 第5条

ドコモマイショップ会員は、ドコモマイショップ会員登録の内容に変更があった場合は、当社所定の手続きにより、登録店舗に当該変更を届け出るものとします。

2. 前項にかかわらず、当社または登録店舗は、ドコモマイショップ会員がdポイントクラブ会員規約

または契約約款等に従って氏名、住所等の変更手続きをされた場合、ドコモマイショップ会員登録内容を変更することができるものとします。

#### **(登録店舗の変更等)**

##### 第6条

ドコモマイショップ会員が登録店舗以外の対象店舗にドコモマイショップ会員登録した場合、登録店舗が変更されるものとします。

2. ドコモマイショップ会員が前項により、登録店舗を変更した場合、旧登録店舗へのドコモマイショップ会員登録は廃止されるものとします。
3. ドコモマイショップ会員が第1項により、登録店舗を変更した場合、旧登録店舗は、ドコモマイショップ会員に対してドコモマイショップ施策を実施しないものとします。

#### **(退会)**

##### 第7条

ドコモマイショップ会員は、当社所定の手続きにより、登録店舗に届出を行うことにより、ドコモマイショップの退会ができるものとします。

2. 前項の手続きにより成立した退会は、取消すことができないものとし、再度ドコモマイショップ会員登録を希望される場合は、第2条に従って新たにドコモマイショップ会員登録の申込みを要するものとします。

#### **(ドコモマイショップ会員資格の喪失事由)**

##### 第8条

前条に定める退会のほか、ドコモマイショップ会員が次の各号のいずれかに該当するときは、ドコモマイショップ会員資格を喪失し、ドコモマイショップ施策を利用できなくなるものとします。この場合、当社および登録店舗は、ドコモマイショップ会員が何らかの損害を被ったとしても、その損害が当社または登録店舗の故意または重過失による場合を除き、その賠償の責を一切負わないものとします。

- (1) ドコモマイショップ会員が対象サービスの会員資格を喪失または対象サービスを退会したとき
- (2) ドコモマイショップ会員がドコモビジネスプレミア会員である場合において、ドコモの回線契約を休止または解約したとき
- (3) ドコモマイショップ会員がドコモビジネスプレミア会員である場合において、ドコモの回線契約の契約者名義を他者に名義変更したとき、または契約上の地位を他者に承継したとき（この場合、ドコモマイショップ会員資格は引き継がれないものとします）
- (3) 登録店舗が閉店したとき（登録店舗が移転した場合は、店舗名称の変更の有無にかかわらずドコモマイショップ会員登録が継続されるものとします）
- (4) その他、当社または登録店舗がドコモマイショップ会員として不適格であると判断したとき

#### **(ドコモマイショップの実施期間および終了)**

##### 第9条

ドコモマイショップの実施期間は、当社が任意に設定します。

2. 当社は、ドコモマイショップを終了させる場合、終了日の1ヶ月前までにドコモマイショップ会員に通知します。当社および登録店舗はドコモマイショップの終了により、ドコモマイショップ会員が何らかの損害を被ったとしても、その損害が当社または登録店舗の故意または重過失による場合を除き、その賠償の責を一切負わないものとします。

**(本特約等の変更および規定外事項)**

第10条

当社および登録店舗は、当社および登録店舗が必要と認めたときは、ドコモマイショップ会員への予告なく、本特約および協賛店の構成等を含むドコモマイショップ施策の内容を変更することができるものとし、冊子、書面、Web サイト、インターネットメール、メッセージサービス等の通知方法のなかから当社および登録店舗が適当と判断する方法により、ドコモマイショップ会員へ通知するものとします。

2. 本特約の定めのない事項については、dポイントクラブ会員規約またはドコモビジネスプレミア会員規約が適用されるものとし、本特約とdポイントクラブ会員規約またはドコモビジネスプレミア会員規約に差異がある場合には、本特約が優先されるものとします。

**(合意管轄)**

第11条

本特約の効力、履行および解釈については、日本法が適用されるものとし、ドコモマイショップ会員と当社または登録店舗との間で本特約に関連して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上